

令和 7 年度

大規模波動地盤総合水路観測窓改修業務

仕様書

令和 8 年 1 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

## 1. 業務概要

本業務は、大規模波動地盤総合水路の観測窓の改修を行うものである。

## 2. 履行場所

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

大規模波動地盤総合水路

## 3. 履行期間

契約締結日より令和 8 年 3 月 31 日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日及び祝日は休日として設定している。

## 4. 業務仕様

### 4-1 観測窓表面の交換

受注者は、別紙に示す 6 面の観測窓表面（水路側表面のアクリル板）を取り外し、清掃した後、新品のアクリル板（厚さ 10mm）を観測窓の縁まで覆うように取り付ける。なお、水理模型実験中等の波力や実験模型の接触等によって、同アクリル板が容易に外れないようにするとともに、高所作業が必要な場合は、足場等によって、安全な作業環境を整えること。

### 4-2 復旧等

受注者は、アクリル板の着脱に支障となる水路の実験模型床を一時撤去し、4-1 後、同床を復旧するが、中詰め材は一時撤去したものを復旧時に流用する。なお、アクリル板やコンクリート殻等の既設材料は受注者が適正に処分する。

## 5. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

## 6. その他

(1) 本仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。

また、仕様内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。

(2) 受注者は、本業務遂行中に建物・機械等の当所所有物に損傷を与えた場合は、直ちに調査職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。

(3) 受注者は、本業務において当所内で使用する電力、用水を無償で使用できるものとする。

(4) 受注者は、当所の所有するクレーンを使用することができるものとする。なお、クレーンを使用する場合は、「クレーン・デリック運転士免許」又は「クレーン限定免許」並びに「玉掛け技能講習修了証」を有している者を配置しなければならない。

(5) 受注者は、当所の所有するゴンドラを使用することができるものとする。なお、ゴンドラの使用にあたっては、「ゴンドラ取扱いに係る特別教育終了証」を有する者を配置しなければならない。

## 港湾空港技術研究所 位置図

## 別紙1



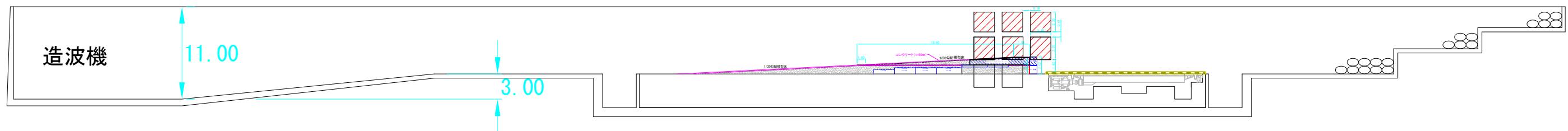
## 案内図

横須賀市長瀬3-1-1  
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

# 大規模波動地盤総合水路断面図

単位:m

別紙2



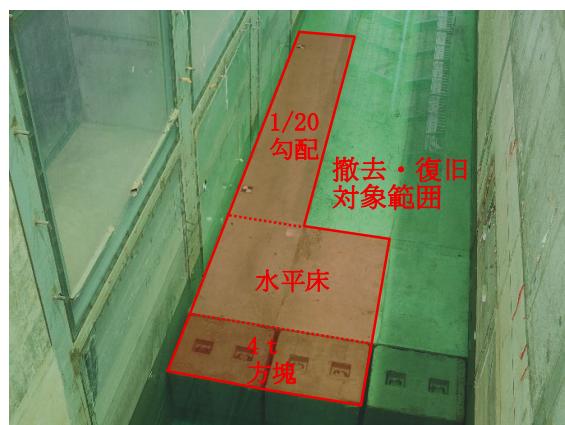
△ : 本業務対象の観測窓  
□ : 撤去・復旧対象範囲



写真－1 大規模波動地盤総合水路（水路幅3.5m）



写真－2 本業務対象の観測窓 6 面



写真－3 実験模型床